

栄養士免許取得(見込)照合書の発行を希望する方へ

1 管理栄養士国家試験を受験するためには、保健所から「栄養士免許取得(見込)照合書」の発行を受け、管理栄養士国家試験運営本部事務局へ提出する必要があります。

※ 厚生労働省が定める締め切りまでに提出されない場合、受験が無効になるので、定められた締め切りまでに養成施設へ提出してください。

2 「栄養士免許取得(見込)照合書」の太枠内は、**申請者本人**が記入してください。

3 「栄養士免許取得(見込)照合書」の発行には、**栄養士免許申請を先(同時)に行う必要があります。** 栄養士免許取得(見込)照合書の他、栄養士免許申請に必要な書類も併せてご持参ください。(管理栄養士国家試験の合格発表の前日までに栄養士名簿に登録されていないと、**管理栄養士免許申請を行うことが出来なくなります。**)

栄養士免許申請・管理栄養士免許申請についてはこちら

<https://www.pref.yamanashi.jp/kenko-zsn/86037415225.html>

4 手続き後、1ヶ月程度で栄養士免許証が発行されます。保健所から葉書が届いたら、身分証明書(顔写真付きのもの)と葉書を持参し、来所してください。

(代理の方の受け取りを希望する場合は葉書裏面の委任状を記載し、代理の方の身分証明書(顔写真付きのもの)と、葉書をご持参ください。)

5 管理栄養士国家試験合格後、管理栄養士免許申請が行えます。必要書類は上記のホームページにてご確認ください。

※申請についてご不明点があれば、住所地を管轄する保健所へお問い合わせください。